

入札公告

一般競争入札を実施するので、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月2日

公益財団法人 福井県下水道公社
理事長 齊藤 重人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託の名称
緊急時汚水移送業務委託
- (2) 委託内容
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行場所
九頭竜川流域下水道全域
- (4) 契約期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (5) 設計額
1,800,000円（消費税抜）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）に基づき、県発注の土木一式工事の一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成11年度以降において、地方公共団体（公社を含む。）の委託により、下水道管路の維持管理業務（清掃または調査）を履行した実績（同種同程度の業務委託の履行実績。契約期間中のものを除く。）を有する者であること。
- (4) 労働安全衛生規則第16条に規定する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）を自社員（契約の日において、現に3か月以上継続して、この入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいう。）として有していること。
- (5) 福井県の産業廃棄物収集運搬業許可（汚泥）を有する者であること。
- (6) 強力吸引車または特殊強力吸引車を保有している（リース保有を含む。）こと。
- (7) 福井市、あわら市、坂井市のいずれかに主たる営業所を有する者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支

- 店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

電話 0776-82-4660

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、当公社ホームページで公開する。

4 入札書の提出方法、提出期間、提出先、開札日時

- (1) 入札書の提出方法等

郵送入札によるもの(配達記録が残る郵便等に限る。)とし、持参または電送によるものは認めない。

- (2) 入札書の提出期間

令和2年3月19日(木)午前8時30分から令和2年3月23日(月)

午後4時00分まで。(土日祝日を除く。)

入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。

提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。

併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。

- (3) 入札書の提出先

3(1)と同様とする。

- (4) 開札日時、開札場所

令和2年3月24日(火)午前10時00分

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

九頭竜川浄化センター管理本館 301会議室

5 入札の方法

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書については、入札額明細を記載すること。

6 落札決定の保留に関する事項

- (1) この入札にかかる業務委託の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下「落札候補者」という。）を宣言して、落札者の決定を保留する。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された総額が最も低い価格を提示した者で、その者が記載した入札額明細の入札単価が、それぞれ設定した単価の予定価格（単価）以下である場合に落札候補者とする。

なお、それぞれ設定した単価の予定価格（単価）を上回る単価がある場合は、当該上回る単価の品目については、落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、落札候補者としての資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、それぞれの単価の予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

7 資格の確認に関する事項

落札候補者は、申請書に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札にかかる業務に関し、当社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期間
令和2年3月24日（火）午後1時00分から令和2年3月25日（水）
午後4時00分まで。
- (2) 申請書の提出先
3（1）と同様とする。
申請書については、直接当会社に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものを一切受け付けない。

8 落札者の決定に関する事項

公社が入札参加資格があると決定をした者を落札者として決定する。

なお、この入札にかかる落札者の決定の効果は、令和2年度予算発効時において生じる。

9 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金
入札説明書による。
- (2) 入札の無効
入札説明書による。
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記1の届出を行ったときは、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) この入札公告は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務規則第148条の規定を準用する。